

(案)

府消委第 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗 宛て

消費者委員会委員長 鹿野 菜穂子

公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部改正について（回答）

令和8年2月13日付け消公協第39号をもって当委員会に意見を求めた、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和7年法律第62号）の施行に伴う、公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年内閣府告示第118号）の一部改正案については、妥当であり、その旨回答する。

以上